

議案第42号

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年8月29日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

逗子市職員の退職手当に関する条例（昭和28年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第11条第1項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第2条第2項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条において地方公務員法の一部が改正され、地方公務員の欠格条項から成年被後見人及び被保佐人が削除されること及び地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）に基づき、一般職の会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、改正の要あるため提案する。